

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税

特 別 徴 収 の 手 引

かわさき市税事務所法人課税課

〒210-8511 川崎市川崎区砂子1-8-9
川崎御幸ビル4階

電 話 044(200)2209
F A X 044(200)3908

目次

◆ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしくみ	1 ページ
1 特別徴収	〃
2 特別徴収義務者	〃
3 納税義務者	〃
4 非課税者	〃
5 所得割の非課税	〃
6 減免について	〃
7 税額の計算	〃
◆ 市民税・県民税・森林環境税の算出方法	2 ページ
◆ 特別徴収事務の取扱いについて	6 ページ
1 税額通知書の配布	〃
2 月割額（納付額）の徴収	〃
3 徴収税額の納入	〃
4 電子納税	〃
5 金融機関等の窓口での納入	6・7 ページ
6 納期の特例	7 ページ
7 納期限後の納入	〃
8 納税義務者の異動	〃
9 残税額の一括徴収	〃
10 国外転出に伴い退職等した場合	8 ページ
11 特別徴収税額の変更	〃
◆ 納入書の取扱いについて	9 ページ
1 eL-QR が印字された納入書の場合	〃
2 eL-QR が印字されていない納入書の場合	〃
3 私製の納入書又は金融機関の住民税納入サービス等により納入する場合	〃
4 納入書の記入例	10 ページ
◆ 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収	11 ページ
◆ 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収税額の算出方法	12 ページ
◆ 退職所得分に係る納入書の記入例	14 ページ
◆ 特別徴収切替届出（依頼）書記入上の留意点	15 ページ
◆ 退職等に係る異動届出書記入上の留意点	16 ページ
◆ 令和8年度用給与支払報告書の申込書の提出について	18 ページ
◆ 指定通知書	19 ページ

◆ 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしくみ ◆

1 特別徴収

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納稅義務者）の給与を支払う際に、市民税・県民税・森林環境税を給与から差し引いて徴収し、従業員に代わって市へ納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者

地方税法第321条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、本市から特別徴収義務者に指定されます。

3 納稅義務者

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の対象となる納稅義務者は、令和7年1月1日現在川崎市内に住所を有する方で、前年中に給与所得があり、かつ令和7年4月1日現在引き続いで給与の支払いを受けている方です。

4 非課税者

次に該当する方は、均等割と所得割（森林環境税を含む）のいずれも課税されません。

(1) 令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

(2) 前年の合計所得金額が135万円以下で、次に掲げる方

ア 障害者……心神喪失の常況にある方、失明者、その他精神又は身体に障害がある方

イ 未成年者……平成19年1月3日以降に生まれた方で未婚の方

ウ 寡婦……夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族がいる方等のうち、一定の要件を満たす方

エ ひとり親……現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、同一生計の子がいる方のうち、一定の要件を満たす方
(寡婦・ひとり親の要件については、4ページの「寡婦控除」・「ひとり親控除」を参照してください。)

(3) 前年の合計所得金額が次の金額以下の方

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
合計所得金額	450,000	1,010,000	1,360,000	1,710,000

扶養親族等が3人を超える方は、171万円に扶養親族等1人増すごとに35万円を加算した金額となります。

※ 扶養親族等は、同一生計配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の合計数です。

5 所得割の非課税

前年の総所得金額等が次の金額以下の方は所得割が課税されません。

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
総所得金額等	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000

扶養親族等が3人を超える方は、182万円に扶養親族等1人増すごとに35万円を加算した金額となります。

6 減免について

納稅義務者が、火災や風水害などの災害により住宅や家財に損害を受けたとき、生活扶助を受けたとき、勤労所得者で離職等によりその年の所得が著しく減少したときなど、納稅が困難な事情があるときは、その状況に応じて、市民税・県民税・森林環境税の減免を受けられる場合があります。該当する場合には申請手続きが必要となりますので、詳しい内容は直接お問い合わせください。

7 税額の計算

市民税・県民税・森林環境税の税額は、均等割額と所得割額、森林環境税額の合計額です。所得割額は前年の所得金額を基に計算しますので、詳しくは2ページをご覧ください。

退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収については11ページをご覧ください。

◆市民税・県民税・森林環境税の算出方法◆

市民税・県民税・森林環境税は、所得金額から所得控除額（3～5ページの所得控除額一覧表を参照してください。）の合計額を差し引いて課税標準額を算出します。この課税標準額に次の「1 税率」で示す所得割の税率を乗じたものが算出所得割額です。算出所得割額から税額控除額等を差し引いた額（所得割額）に均等割額、森林環境税額を加えたものが年税額です。※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。



1 税率

・均等割 市民税 3,000 円 県民税 1,300 円

・所得割（総所得分）

 市民税 8 % 県民税 2.025 %

・森林環境税（国税） 1,000 円

※ かながわの水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税の実施により、県民税の税率には、均等割に300円、総所得分の所得割に0.025%が上乗せされています。

※ 森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度分から市町村が賦課徴収を行う国税です。

2 税額控除等

（1）調整控除

所得税から市民税・県民税への税源移譲を実施する際、所得税と市民税・県民税との人的控除額に差があることから生じる税負担を調整するための税額控除です。

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合は次の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

 次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額

 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

 ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額

 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円超 950万円以下 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円 寡婦控除 1万円 ひとり親父 1万円 控除母 5万円 勤労学生控除 1万円	配偶者控除 一般 5万円 老人 10万円 50万円以上 55万円未満 扶養一般 5万円 老人 10万円 特定期別控除者 50万円以上 3万円 扶養老人親等 18万円 同居老親等 13万円	4万円 6万円 3万円 2万円 2万円 1万円 1万円 2万円 1万円

（2）配当控除

配当控除の対象となる配当所得がある場合には、その配当所得の金額に次の率を乗じた金額が算出所得割額から控除されます。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%		
外貨建等以外の証券投資信託	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%		
外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

（3）住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和7年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける方で、所得税において控除しきれなかつた金額がある場合は、次の金額を算出所得割額から控除します。

①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額に下欄の割合を乗じた金額。ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額。②前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）。③前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	4/5	県民税	1/5

（4）配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の適用がある方は、市民税・県民税の調整控除額等を差し引いた所得割額（100円未満切り捨て前の額）から控除します。控除することができなかつた金額がある場合においては、地方税法施行令第48条の9の3の規定により、市民税・県民税又は森林環境税に充当又は委託納付します。

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

（5）寄附金税額控除

寄附金税額控除の適用がある方は、次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は8%、県民税は2%に相当する金額を算出所得割額から控除します。

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 神奈川県共同募金会又は日本赤十字社の神奈川県支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として神奈川県又は川崎市の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として神奈川県又は川崎市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金（※）が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の4、県民税は5分の1に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額）を超えるときは、その20%に相当する金額）

※ 総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金

課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額 割合

0円以上195万円以下 84.895%

195万円超330万円以下 79.79%

330万円超695万円以下 69.58%

695万円超900万円以下 66.517%

900万円超1,800万円以下 56.307%

1,800万円超4,000万円以下 49.16%

4,000万円超 44.055%

0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） 90%

0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） 地方税法に定める割合

所 得 控 除 額 一 覧 表

種類	控除額																				
雜損控除	(災害、盗難又は横領による実質損失額－総所得金額等の合計の 10%) 又は(実質損失額のうち災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額 (注) 実質損失額＝損失額－保険金等による補てん額																				
医療費控除	次の1と2はいずれか一方を選択 1 医療費の実質負担額－総所得金額等の合計の5% (10万円を超える場合は10万円)最高 200万円 2 スイッチOTC医薬品購入費の実質負担額－12,000円最高 88,000円 (注) 実質負担額＝支払った医療費－保険金等による補てん額																				
社会保険料控除	健康保険、雇用保険、厚生年金、国民年金、介護保険、長寿(後期高齢者)医療制度の保険などを支払った金額の全額																				
小規模企業共済掛金控除	・小規模企業共済制度(旧第2種共済契約を除く。)に基づく掛金 ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度に基づく掛金																				
生命保険料控除	1 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 支払った「一般の生命保険料の計」と「個人年金保険料の計」をそれぞれ次の表により計算した控除額の合計(合計適用限度額70,000円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 2 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等) 支払った「一般の生命保険料の計」と「個人年金保険料の計」と「介護医療保険料の計」をそれぞれ次の表により計算した控除額の合計(合計適用限度額70,000円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> 3 新契約と旧契約の両方がある場合 一般の生命保険料控除又は個人年金保険料控除については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ1及び2のとおり計算した控除額の合計(限度額28,000円) (注)一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各控除額の合計適用限度額は70,000円	支払金額	控除額	15,000円以下	支払金額の全額	15,000円を超え40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	40,000円を超え70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	70,000円を超える場合	35,000円	支払金額	控除額	12,000円以下	支払金額の全額	12,000円を超え32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	32,000円を超え56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	56,000円を超える場合	28,000円
支払金額	控除額																				
15,000円以下	支払金額の全額																				
15,000円を超え40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円																				
40,000円を超え70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円																				
70,000円を超える場合	35,000円																				
支払金額	控除額																				
12,000円以下	支払金額の全額																				
12,000円を超え32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円																				
32,000円を超え56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円																				
56,000円を超える場合	28,000円																				

地 控 震 保 險 料 除	次の1と2の合計額（限度額25,000円） 1 支払った「地震保険料の金額」×1/2（限度額25,000円） 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料（旧長期損害保険料）について は、支払った金額を次の①～③に当てはめて計算した金額 ①5,000円までの場合……… 支払金額の全額 ②5,000円を超える場合……… 支払金額×1/2+2,500円 ③15,000円を超える場合……… 10,000円
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合…………… 1人について26万円 ただし、特別障害者の場合…………… 1人について30万円 ただし、同居特別障害者の場合…………… 1人について53万円
寡 婦 控 除	「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がい ないときで次のいずれかに当てはまる方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる場合…………… 26万円 ・夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない場合…………… 26万円
ひ と り 親 控 除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で次の①、② のどちらにも当てはまる方…………… 30万円 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない場合 ②前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている場合を除 く。）がいる場合
勤 労 学 生 控 除	本人が勤労学生の場合…………… 26万円
配 偶 者 控 除	納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、納税義務者と生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額 が48万円以下の場合で、次の表に該当する額（ただし、配偶者が事業専従者等に該当する場合を除く。）

控除の種類	納税義務者の前年の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除額			
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上の場合)	38万円	26万円	13万円

配偶者控除	<p>納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合で、次の表に該当する額（ただし、配偶者が事業専従者等に該当する場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="714 187 1376 620"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の前年の 合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者の前年の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <th colspan="4">控除額</th></tr> <tr> <td>48万円超100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td rowspan="2">11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額				48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																												
控除額																																															
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																												
100万円超105万円以下	31万円	21万円																																													
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																												
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																												
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																												
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																												
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																												
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																												
133万円超	0円	0円	0円																																												
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> ・16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族…………… 1 人について 33 万円 ・19 歳以上 23 歳未満の控除対象扶養親族…………… 1 人について 45 万円 ・23 歳以上 70 歳未満の控除対象扶養親族…………… 1 人について 33 万円 ・70 歳以上の控除対象扶養親族…………… 1 人について 38 万円 ・70 歳以上の控除対象扶養親族（父母、祖父母など）が同居している場合…………… 1 人について 45 万円 <p>※ 国外居住の方で、30 歳以上 70 歳未満の方は、次のいずれかに該当しない場合には対象になりません。</p> <p>①配偶者 ②留学中 ③障害者 ④納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている</p>																																														
基礎控除	<p>本人の合計所得金額</p> <table border="0" data-bbox="646 1017 2147 1160"> <tr> <td>2,400 万円以下</td> <td>43 万円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>29 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	2,500 万円超	適用なし																																						
2,400 万円以下	43 万円																																														
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円																																														
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円																																														
2,500 万円超	適用なし																																														

◆特別徴収事務の取扱いについて◆

1 税額通知書の配布

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(以下「税額通知書」といいます。)(特別徴収義務者用及び納税義務者用)が送付されたら、人員等を確認し、給与支払報告書提出時に選択された税額通知書の受取方法(紙又は電子データ)により、各納税義務者に配布してください。

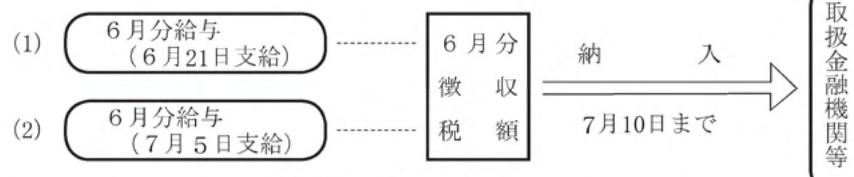
電子データによる税額通知書(納税義務者用)の受取方法については、地方税ポータルシステム「eLTAX」ホームページを御確認ください(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)。

2 月割額(納付額)の徴収

各納税義務者から各月に徴収していただく税額を、税額通知書(特別徴収義務者用)の「納付額」欄に記載していますので、毎月支払う給与から順次徴収してください。

電子データにより税額通知書(特別徴収義務者用)をお受け取りになる場合は、eLTAX上から御確認ください。

(例)



(注) (2) は特殊な事例を示しております。

3 徴収税額の納入

各納税義務者から徴収した税額の合計額を、当該月分の納入書を使用し、次の納期限までに納入してください。

期別	納期限	期別	納期限
令和7年 6月分	令和7年 7月10日	令和7年 12月分	令和8年 1月13日
令和7年 7月分	令和7年 8月12日	令和8年 1月分	令和8年 2月10日
令和7年 8月分	令和7年 9月10日	令和8年 2月分	令和8年 3月10日
令和7年 9月分	令和7年 10月10日	令和8年 3月分	令和8年 4月10日
令和7年 10月分	令和7年 11月10日	令和8年 4月分	令和8年 5月11日
令和7年 11月分	令和7年 12月10日	令和8年 5月分	令和8年 6月10日

4 電子納税

(1) eL-QR が印字された納入書の場合

令和7年度から、eL-QR が印字された納入書での納入が可能となりました。

ア「地方税お支払サイト」による納入

「地方税お支払サイト」にアクセスの上、「お支払サイトでお支払い」をクリックし、「eL-QR を読み取る」又は「eL 番号入力」により、インターネットバンキング、クレジットカード及びペイジー番号発行で納入できます。

納入手続が完了すると、手続完了メールが届きます。

イ スマートフォン決済アプリによる納入

スマートフォン決済アプリを起動し、「請求書払い」機能などから eL-QR を読み取り、納入手続ができます。利用可能なスマートフォン決済アプリ及び利用方法は、「地方税お支払サイト」の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご覧ください。

(2) 「eLTAX」地方税共通納税システムによる納入

地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営する eLTAX を利用し、金融機関の窓口に出向くことなく、複数の地方公共団体に対する地方税の納付手続を一度に行うことができるシステムです。納付方法は、インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付及びペイジー番号発行があります。eLTAX 利用の際には、あらかじめ利用届出が必要です。詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。

注意事項	<ul style="list-style-type: none">eL-QR が印字された納入書に記載の税額を変更(修正)した場合、当該納入書は使用できません。クレジットカードでの納入は、システム利用料が発生します。納入手続完了後の取消はできません。また、入力誤りにご注意ください。電子納税後は二重納付防止のため、納入書に日付を記載するなどして保管してください。
------	---

5 金融機関等の窓口での納入

(1) 次の金融機関の本店又は支店

銀 行……横浜・りそな・みずほ・三菱 UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・静岡・群馬

信用金庫……川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

信用組合……神奈川県医師・横浜幸銀(川崎支店のみ)・ハナ

その他……セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在する店舗

※ 金融機関等は変更になる場合があります。

※ eL-QR が印字された納入書は、eL-QR に対応した金融機関や全国のゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。対応金融機関は、eLTAX ホームページの「共通納税対応金融機関」で御確認ください。

※ eL-QR が印字されていない納入書を用いて、上記以外の地域のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、最初の納入の際、19 ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

※ eL-QR が印字された納入書は、**金融機関窓口での小切手などの証券による納付が原則できません。** 金融機関又は支店ごとに対応が異なるため、証券による納付が可能かどうかについては、持込予定の金融機関の支店に御確認ください。

納入書の再発行について

金額が印字されていない納入書の再発行を希望される場合や、年度の途中で納入金額に変更が生じ、eL-QR が印字された納入書の再発行を希望される場合は、**川崎市ホームページの「個人住民税・森林環境税（特別徴収）納入書の再発行について」から申請いただきか、表紙の担当課に御連絡ください。**

6 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満である事務所等には、毎月の給与から徴収した税額を、年 2 回（※）に分けて納入する制度があります。手続きについては表紙の担当課にお尋ねください。

※ 納期限は、6 月分から 11 月分までが 12 月 10 日、12 月分から翌年 5 月分までが翌年 6 月 10 日（10 日が土日祝日の場合は翌開庁日）となります。

7 納期限後の納入

徴収した税額を納期限後に納入される場合には、その納入金額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てます。）にその納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の割合により計算した延滞金の額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納入してください。

納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (a)

…年 7.3%（令和 7 年中は、年 2.4%）

納期限の翌日から 1 月を経過した日以後の期間 (b)

…年 14.6%（令和 7 年中は、年 8.7%）

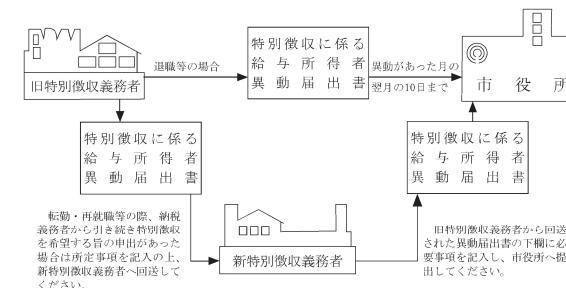
※ 各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 % を加算した割合）が年 7.3% に満たない場合には、(a) の期間にあっては延滞金特例基準割合に年 1 % を加算した割合（年 7.3% を超える場合には、年 7.3%）に、(b) の期間にあっては延滞金特例基準割合に年 7.3% を加算した割合となります。なお、令和 8 年中の割合は令和 7 年 11 月中に確定します。

8 納税義務者の異動

納税義務者に異動（退職・転勤・休職等）が生じたときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）を作成し、異動があった月の翌月の 10 日までに表紙の担当課へ 1 部提出してください。

なお、転勤・再就職等をして引き続き特別徴収を希望する場合には、異動届出書は新しい勤務先を経由して提出してください。

（注）異動届出書の記入にあたっては 16 ページの「退職等に係る異動届出書記入上の留意点」を御参照ください。



9 残税額の一括徴収

特別徴収の方法で納めている納税義務者が退職等した場合、給与から差し引けなくなった残りの税額（以下「残税額」といいます。）は、通常普通徴収の方法に変更して納税義務者本人に納付していただきます。ただし、次に該当する方については、その残税額を 5 月 31 日までに支払う給与又は退職手当等から一括して徴収し、翌月の 10 日までに他の特別徴収税額と合わせて納入してください。

- ① 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職等される方
(納税義務者からの一括徴収の申出が必要です。)
② 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等される方
(納税義務者からの一括徴収の申出の有無は問いません。)

で

残税額を超える給与又は、退職手当等が 5 月 31 日までに支給される場合

なお、この制度は退職等される方の納税の便宜を図る趣旨から設けられたものであり、特に上記②については、その徴収が義務付けられておりませんので、御協力くださいますようお願いいたします。

10 国外転出に伴い退職等した場合

退職後に出国を予定している方で、当該年度の特別徴収税額の未徴収税額がある場合には、次のとおり納税管理人の指定が必要なため、出国を予定している納税義務者本人に、手続きを行うように御説明ください（手続きが困難な場合には、本人の申出により一括徴収を行ってください。）。

なお、1月から5月に退職する場合は、手続きの可否にかかわらず一括徴収となります。その場合にも、次の年度の課税に必要があるため納税管理人の指定が必要です。

※ 納税管理人の指定

外国籍の方が帰国する場合や、日本国籍の方が出国する場合（旅行や一時帰国は除く。）などで、出国するまでの間に市税等の納付が困難な場合等については、出国する前に日本国内に居住する方の中から、納税義務者（御本人）に代わり、市税等の手続きを行う方（納税管理人）を定めて、その年の1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）に届け出る必要があります。

<お問合せ先>

【川崎区・幸区】かわさき市税事務所市民税課市民税係（電話：044-200-3882）

【中原区】こすぎ市税分室市民税担当（電話：044-744-3231）

【高津区・宮前区】みぞのくち市税事務所市民税課市民税係（電話：044-820-6560）

【多摩区・麻生区】しんゆり市税事務所市民税課市民税係（電話：044-543-8958）

11 特別徴収税額の変更

納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）を紙又は電子データでお送りしますので、変更後の税額通知書（特別徴収義務者用）の「納付額」欄に記載している税額を徴収してください。また、税額通知書（納税義務者用）を各納税義務者に配布してください。

◆納入書の取扱いについて◆

6月分から翌年の5月分までの納入書には、貴事業所の納入すべき税額を「納入金額(1)」欄に印字して、お送りいたします（私製の納入書又は金融機関の住民税納入サービス等により納入している特別徴収義務者は除きます。）。

1 eL-QR が印字された納入書の場合

納入すべき税額が「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合は何も記入せず、そのまま使用してください。なお、eL-QR が印字された納入書の金額を訂正した場合、当該納入書は使用できません。

納入すべき税額が「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合（税額が変更となった場合など）は、「2 eL-QR が印字されていない納入書の場合」を参考に、納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書）を使用してください。

2 eL-QR が印字されていない納入書の場合

納入すべき税額が印字されていない納入書（予備）の納入書を使用する場合やeL-QR が印字されていない納入書の金額を訂正する場合は、10 ページの記入例を参考に必要事項を記入して、使用してください。

なお、本市では、市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の納入書（納入済通知書部分）を OCR（光学文字読取装置）により処理しています。納入書の取扱いについては、(1)記入上の留意点に御配慮くださいようお願いいたします。

(1) 記入上の留意点

- ①黒のボールペンで記入してください。修正液は使用しないでください。
- ②右の図1のような￥記号、斜線等は記入しないでください。
- ③直接機械に読み取らますので、右の図2の良い例のように記入してください。
- ④納入済通知書は、折り曲げたり、汚したり、穴を開けたりしないでください。

(2) 納入申告書について

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書は記入せずに、表面のみ記入して金融機関等に提出するとともに、「納入申告書（個人事業主用）」に個人番号を含む必要事項を記入し、郵送等により表紙の担当課に提出してください。

なお、納入申告書（個人事業主用）は、川崎市ホームページからダウンロードできます（<https://www.city.kawasaki.jp/>）。

（※）次の①又は②のいずれかを添付してください。

- ① 個人番号カードの写し（両面）
- ② 個人番号確認書類の写し及び身元確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し

3 私製の納入書又は金融機関の住民税納入サービス等により納入する場合

次の事項を必ず記入してください。

- (1) 特別徴収義務者指定番号
.....税額通知書（特別徴収義務者用）に記載してある10桁の番号
- (2) 川崎市の市区町村コード.....141305
- (3) 加入者名.....川崎市会計管理者
- (4) 取りまとめ金融機関.....横浜銀行川崎支店

（注）ゆうちょ銀行又は郵便局で納入する場合は上記(1)～(3)と、取りまとめ店「〒224-8794ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター」及び振替貯金口座番号「00200-0-960014」を必ず記入してください。

（図1）

￥記号（記入しない）		斜線（記入しない）	
納入金額(1) 123,400 円		納入金額(1) 123,400 円	
給与分 （特別徴収 義務者分を含む）	￥ 5 6 7 0 0 0	給与分 （特別徴収 義務者分を含む）	￥ 5 6 7 0 0 0
納入 所得分	↓	納入 所得分	↓
金 延滞金 額	↓	金 延滞金 額	↓
(2)	合計額 ￥ 5 6 7 0 0 0	(2)	合計額 ￥ 5 6 7 0 0 0

（図2）

記入（字体）例 → 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

留意をお願いする点	良い例	悪い例
(ア) 棒から出ないよう中央に	5 6 4	5 6 4
(イ) 文字はつづけて書かない	0 0 0	0 0 0
(ウ) 不必要な飾りは書かない	1 7 7	1 7 7
(エ) 途だえなく最後まで	5 8 8	5 8 8
(オ) 文字はねかさないで直立に	4 9 9	4 9 9
(カ) 直線はまっすぐ丸みは自然に	2 3 9	2 3 9

4 納入書の記入例

【記入例1】予備の納入書を使用する場合

徴収月と「納期限」欄に該当する年月日(和暦)を記入してください。

OCR用 [9ページ図2の記入(字体)例] の数字を手書きで記入してください。なお、￥記号、斜線等は不要ですので記入しないでください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
令和7年8月分		0000100002 *****
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和7年9月10日	合計額 153000
(特別領収義務者) 住所又は所在地 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき金額を記入してください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
令和7年8月分		0000100002 *****
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和7年9月10日	合計額 153000
(特別領収義務者) 住所又は所在地 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)		

左と同じ要領で記入してください。
※徴収月と納期限は和暦で記入してください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 紺入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
年月分		指定番号 納入金額(1) 円
141305	0000100002	***** 153000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限 令和7年9月10日		
ゆうちょ銀行横浜支店(業務用) (平224-8794)		
合計額 153000		
(特別領収義務者) ***** 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり通知します。(受付店→横浜銀行川崎支店(取りまとめ店)→川崎市)(市町村保管)		

左と同じ要領で記入してください。
※徴収月と納期限は和暦で記入してください。

【記入例2】納入すべき税額が「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合 (eL-QRが印字されていない納入書の金額を訂正する場合)

「納入金額(1)」欄は横線で抹消してください
(訂正印は不要)。

「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき金額を記入してください。

OCR用 [9ページ図2の記入(字体)例] の数字を手書きで記入してください。なお、￥記号、斜線等は不要ですので記入しないでください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
令和7年6月分		0000100002 123,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和7年7月10日	合計額 567000
(特別領収義務者) 住所又は所在地 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

左と同じ要領で記入してください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
令和7年6月分		0000100002 123,400
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和7年7月10日	合計額 567000
(特別領収義務者) 住所又は所在地 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)		

左と同じ要領で記入してください。

個人市民税 個人県民税 森林環境税 紺入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
141305	00200-0-960014	川崎市会計管理者
年月分		指定番号 納入金額(1) 円
141305	0000100002	123,400 567000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限 令和7年7月10日		
ゆうちょ銀行横浜支店(業務用) (平224-8794)		
合計額 567000		
(特別領収義務者) ***** 氏名又は名前 株式会社 川崎堂 様 上記のとおり通知します。(受付店→横浜銀行川崎支店(取りまとめ店)→川崎市)(市町村保管)		

左と同じ要領で記入してください。

◆退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収◆

退職者に支払う退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算し、その支払いの際に徴収してください。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

1 納税義務者

分離課税に係る所得割の納税義務者は、市区町村内に住所を有する方のうち、退職手当等の支払いを受ける方です。

2 課税市区町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市区町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在の市区町村です。

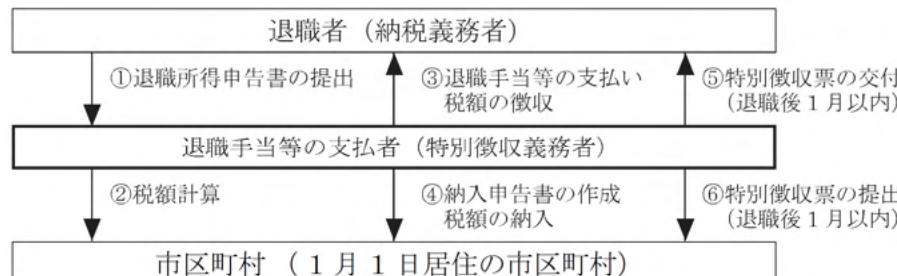
3 分離課税に係る所得割が課税されない方

退職手当等の支払いを受ける方が、次に掲げる方であるときは分離課税に係る所得割は課税されません。

- (1) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない方
- (3) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない方

なお、死亡により支払われる退職手当等に対しては相続税法の規定により、相続税の課税対象になるため市民税・県民税は課税されません。

4 分離課税に係る所得割の特別徴収手続の流れ



- ① 退職所得申告書は、所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙です。なお、退職所得申告書は、7年間支払者の手元に保管してください。
- ② 税額計算は、「5 分離課税に係る所得割の求め方」を参照してください。
- ③ 退職手当等の支払いの際に、税額を徴収してください。
- ④ 徴収した税額は、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。納入先の市区町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在に納税義務者が居住する市区町村です。
納入書及び納入申告書の作成は、14ページの記入例を参照してください。
- ⑤ 特別徴収票は、所得税の源泉徴収票と同一様式です。なお、分離課税に係る所得割が課税されない方については、交付の申出がある場合を除き退職者への交付は要しません。
- ⑥ 法人（人格のない社団又は財団を含む。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含む。）以外の受給者の特別徴収票については、市区町村に提出する必要はありません。

5 分離課税に係る所得割の求め方

- (1) 退職所得金額の計算方法（原則として次のように計算します。）
(退職手当等の金額（源泉徴収される前の金額）－退職所得控除額）×1/2
ただし、次のア又はイに該当する場合は上記計算式の1/2の適用はありません。
 - ア 退職手当等が「特定役員退職手当等」に該当する場合
特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。「役員等」とは次に掲げる人をいいます。
 - ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
 - ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ③ 国家公務員及び地方公務員
 - イ 退職手当等が「短期退職手当等」に該当する場合（令和4年分以後適用）
短期退職手当等（短期勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）については、退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分。

※「短期勤続年数」とは、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。

- (2) 特別徴収税額（所得割額）の計算方法
市民税 退職所得金額×6%（市民税の税率）
県民税 退職所得金額×4%（県民税の税率）

詳しい算出方法は12ページを御覧ください。

◆退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収税額の算出方法◆

1 税額

$$\text{税額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad (\text{※1, ※2}) \\ \times \text{住民税の税率} \quad (\text{市民税 } 6\%, \text{ 県民税 } 4\%)$$

※1 役員等としての勤務年数が5年以下である人が支払いを受ける特定役員退職手当等については適用がありません。

※2 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職金については、勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等以外の退職金（短期退職手当等）において、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については適用がありません。

2 退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	(A) 40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	(B) 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

※1 勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。

※2 障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、(A)、(B)の金額に100万円を加算します。

3 退職所得金額の計算

- (1) 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の金額 - 退職所得控除額

- (2) 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
イ. 短期退職手当等の金額 - 退職所得控除額 (300万円以下の場合)	(短期退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2
ロ. 短期退職手当等の金額 - 退職所得控除額 (300万円を超える場合)	150万円(※3) + {短期退職手当等の金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} 150万円 + {300万円 - 300万円} = 150万円

※3 300万円 × 1/2 = 150万円

- (3) 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

(一般退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2

4 住民税の計算例

例1：退職手当等の金額が900万円、勤続年数が11年4か月の場合

① 勤続年数 12年 (1年未満の端数は1年に切り上げます。)

② 退職所得控除額 $40\text{万円} \times \text{勤続年数} (\text{①の } 12\text{年}) = 480\text{万円}$

③ 退職所得の金額 $(\text{退職手当等の金額} - \text{②}) \times 1/2$
 $\Rightarrow (900\text{万円} - 480\text{万円}) \times 1/2 = 210\text{万円}$

④ 税額 (市民税) $210\text{万円} \times 6\% = 126,000\text{円}$
(県民税) $210\text{万円} \times 4\% = 84,000\text{円}$

例2：退職手当等の金額が400万円、勤続年数が4年2か月で特定役員退職

手当等に該当する場合

① 勤続年数 5年 (1年未満の端数は1年に切り上げます)

② 退職所得控除額 $40\text{万円} \times \text{勤続年数} (\text{①の } 5\text{年}) = 200\text{万円}$

③ 退職所得の金額 $\text{退職手当等の金額} - \text{②}$
 $\Rightarrow 400\text{万円} - 200\text{万円} = 200\text{万円}$

④ 税額 (市民税) $200\text{万円} \times 6\% = 120,000\text{円}$
(県民税) $200\text{万円} \times 4\% = 80,000\text{円}$

例3：退職手当等の金額が600万円、勤続年数が4年2か月で短期退職手当等に該当する場合

① 勤続年数 5年 (1年未満の端数は1年に切り上げます)

② 退職所得控除額 $40\text{万円} \times \text{勤続年数} (\text{①の } 5\text{年}) = 200\text{万円}$

③ 退職所得の金額 $150\text{万円} + \{\text{退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{②})\}$
 $\Rightarrow 150\text{万円} + \{600\text{万円} - (300\text{万円} + 200\text{万円})\} = 250\text{万円}$

④ 税額 (市民税) $250\text{万円} \times 6\% = 150,000\text{円}$
(県民税) $250\text{万円} \times 4\% = 100,000\text{円}$

◆退職所得分に係る納入書の記入例◆

納入書

(表)

神奈川県 川崎市		個人林 市原税 税役税		領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名				
1 4 1 3 0 5	00200-0-960014	川崎市会計管理者				
令和7年 8月分		指定番号	納入金額(1) 円			
		0000100002	*****			
		給与分 納	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 2 3 4 0 0		
		退職所得分 人	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 1 1 3 0 0		
		金 額	千 百 十 芬 千 百 十 円	延滞金		
納期限 令和7年9月10日		合計額 (2)	千 百 十 芬 千 百 十 円	2 3 4 7 0 0		
		領 取 日 付 印	上記のとおり領収しました。 (納入者保管)			
			(特別徴収義務者) 住所 〒210-0004 又は 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名 又は 株式会社 川崎堂 様 名称			

神奈川県 川崎市		個人林 市原税 税役税		納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名				
1 4 1 3 0 5	00200-0-960014	川崎市会計管理者				
令和7年 8月分		指定番号	納入金額(1) 円			
		0000100002	*****			
		給与分 納	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 2 3 4 0 0		
		退職所得分 人	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 1 1 3 0 0		
		金 額	千 百 十 芬 千 百 十 円	延滞金		
納期限 令和7年9月10日		合計額 (2)	千 百 十 芬 千 百 十 円	2 3 4 7 0 0		
		領 取 日 付 印	上記のとおり納入します。 (金庫預又は郵便局保管)			
			(特別徴収義務者) 住所 〒210-0004 又は 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名 又は 株式会社 川崎堂 様 名称			

神奈川県 川崎市		個人林 市原税 税役税		納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名				
1 4 1 3 0 5	00200-0-960014	川崎市会計管理者				
年 月分		指定番号	納入金額(1) 円			
7 8	0000100002	*****				
		141305	給与分 納	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 2 3 4 0 0	
			退職所得分 人	千 百 十 芬 千 百 十 円	1 1 1 3 0 0	
			金 額	千 百 十 芬 千 百 十 円	延滞金	
納期限 令和7年9月10日		合計額 (2)	千 百 十 芬 千 百 十 円	2 3 4 7 0 0		
		領 取 日 付 印	上記のとおり通知します。 (受付店→領収課→川崎支店(取りまとめ店)→川崎市)(市町村保管)			
			(特別徴収義務者) 住所 〒210-0004 又は 川崎市川崎区宮本町1番地 氏名 又は 株式会社 川崎堂 様 名称			

納入書

(裏)

市民税 県民税 納入申告書	
(宛先) 川崎市長	
令和7年 9月 10日 提出	
令和7年 8月分 人員 1	
退職手当等支払金額	千 百 十 芬 千 百 十 円 1 0 4 7 6 3 5 2
特別徴 市 民 稅	6 6 8 0 0
取 税 額 県 民 稅	4 4 5 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 所在地	〒210-0004
(受付印)	
名 称 川崎市川崎区宮本町1番地 株式会社 川崎堂	
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

納入金額(2)欄の「退職所得分」欄に退職所得分にかかる税額を、「合計額」欄に「給与分」欄(「納入金額(1)」欄に金額の記載がある場合は「納入金額(1)」欄の金額)と「退職所得分」欄の合計金額を、それぞれ記入してください。

また、領収証書と同様に「納入書」及び「納入済通知書」も記入してください。

必要事項を記入してください。

OCR用の数字を手書きで記入してください。なお、¥記号、斜線等は不要ですので、記入しないでください。

◆ 特別徵収切替届出（依頼）書記入上の留意点◆

普通徴収で課税されている方を特別徴収に切り替える場合は「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。

【添付資料】普通徴収分の納付書（納付済の領収証書はコピーを添付してください。）

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎたものについては、特別徴収へ切り替えることができません。

(注2) 年金から市民税・県民税・森林環境税が徴収されている方については、原則として年度の途中で切り替えることができません。

(注3) かわさき市税事務所法人課税課への特別徴収切替届出(依頼)書の到着が、20日以降となった場合は、到着月の翌月に通知書をお送りできないことがありますので、御了承ください。

特別徴収切替届出(依頼)書																																																																																								
年月日 (宛先)		給与支払者 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者指定番号 (市町村ごとに異なります)				提出先 〒210-8511 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル4階 かわさき市税事務所法人課課課																																																																																
川崎市長		所在地 (住所)		〒 210-0004 川崎市川崎区宮本町1 カワサキコウギョウカブシキガシマ				担当者連絡先	100001 新規の特別徴収義務者の方はいすれかに○を付けてください。																																																																															
		フリガナ		川崎工業株式会社 氏名 代表者の職氏名				部署 給与係 フリガナ スズキ リョウコ	川崎市で作成した特別徴収に係る納入書は必要ですか。																																																																															
		法人番号		代表取締役 川崎 一郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4				氏名 鈴木 良子 電話番号 044-200-0000	要・不要																																																																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">給与所得者</td> <td colspan="2">フリガナ ヤマダ タロウ</td> <td colspan="7">普通徴収</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名 山田 太郎</td> <td colspan="7">特別徴収</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td colspan="2">大昭平55年3月3日</td> <td colspan="3">期(月随時)まで納付済</td> <td colspan="4">12月分から徴収希望</td> </tr> <tr> <td>1月1日現在の住所</td> <td colspan="2">川崎市川崎区東田町1-1-1</td> <td colspan="3">納付なし</td> <td colspan="4">(1月10日納期限)</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td colspan="2">20202232</td> <td colspan="3">月割額 ※該当の番号に○印をつけてください。</td> <td colspan="4">月割額</td> </tr> <tr> <td>切替届出書</td> <td colspan="2">□ 入社したため (月日)</td> <td colspan="3">特別徴収税額通知書にて確認 (4)</td> <td colspan="4">円</td> </tr> <tr> <td>提出理由</td> <td colspan="2">□ その他 ()</td> <td colspan="3">2 法人課税課へ電話確認済 →右の月別欄に御記入ください。</td> <td colspan="4">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">3 電話連絡希望 月 日まで</td> <td colspan="4">3 月分以降 合計 円</td> </tr> </table>										給与所得者	フリガナ ヤマダ タロウ		普通徴収							氏名 山田 太郎		特別徴収							生年月日	大昭平55年3月3日		期(月随時)まで納付済			12月分から徴収希望				1月1日現在の住所	川崎市川崎区東田町1-1-1		納付なし			(1月10日納期限)				受給者番号	20202232		月割額 ※該当の番号に○印をつけてください。			月割額				切替届出書	□ 入社したため (月日)		特別徴収税額通知書にて確認 (4)			円				提出理由	□ その他 ()		2 法人課税課へ電話確認済 →右の月別欄に御記入ください。			円							3 電話連絡希望 月 日まで			3 月分以降 合計 円			
給与所得者	フリガナ ヤマダ タロウ		普通徴収																																																																																					
	氏名 山田 太郎		特別徴収																																																																																					
生年月日	大昭平55年3月3日		期(月随時)まで納付済			12月分から徴収希望																																																																																		
1月1日現在の住所	川崎市川崎区東田町1-1-1		納付なし			(1月10日納期限)																																																																																		
受給者番号	20202232		月割額 ※該当の番号に○印をつけてください。			月割額																																																																																		
切替届出書	□ 入社したため (月日)		特別徴収税額通知書にて確認 (4)			円																																																																																		
提出理由	□ その他 ()		2 法人課税課へ電話確認済 →右の月別欄に御記入ください。			円																																																																																		
			3 電話連絡希望 月 日まで			3 月分以降 合計 円																																																																																		
<p>(注)1 普通徴収の納期限が過ぎたものについては、特別徴収への切り替えはできません。</p> <p>(注)2 二重納付防止のため、納税者宛てに送付された普通徴収分の納付書を同封してください。ただし、納付済の領収証書はコピーを同封してください。</p> <p>(注)3 年金から住民税を引かれている方につきましては、原則として年度の途中で切り替えることができませんので、御了承ください。</p> <p>(注)4 かわさき市税事務所法人課課課への切替依頼書の到着が、20日以降となった場合は、到着月の翌月に通知をお送りできないことがありますので、御了承ください。</p>																																																																																								
川崎市使用欄		【口座振替】 □無 □有 (全期・期別)		【併徵希望】 □無 □有() 不要 □要()		【郵便引扱】 □全部 □無		【納通・納付書添付】 □一部(納通・全・固・1・2・3・4)		入力者	検収者																																																																													
※記入しないでください。		宛名番号		□月 日に預金を送付																																																																																				
				□月 日に電話連絡済(月日通知了承済)																																																																																				

[提出日] _____
提出日を和暦で記入してください。

[給与支払者（特別徴収義務者）
必要事項を記入してください。]

「給与所得者（納稅義務者）」

※「1月1日現在の住所」欄は、課税年度の1月1日にお住まいの住所地を記入してください。

[普通徴収（納付済期別）について]
普通徴収分の納付済みの期別を記入の上、納付済みの領収証書のコピーと納期限未到来の納付書の原本を添付してください。

また、給与所得者が未納付であることを確認済みの場合は、「納付なし」を〇で囲んでください。

(記入例) 納付済みの場合は「3期」

2月隨時まで納付済みの場合は「2月隨時

〔月割額の連絡〕

- ・月割額の連絡が不要である場合……………「1」に〇印をつけてください。
 - ・事前に月割額を確認済みの場合……………「2」に〇印をつけ、右の「月割額」欄に確認した額を記入してください。
 - ・通知書発送前に電話連絡を希望する場合……「3」に〇印をつけ、余裕を持った連絡希望日を記入してください。

[特別徵收義務者指定番号]

すでに川崎市から指定番号を付番されている事業者は、その番号を記入してください。新規の場合は、空欄とし、納入書の要否を○で印んでください。

一 [担当者連絡先]

問合せの際に、対応可能な連絡先を記入してください。

→ [特別徴収（開始月について）]

給与支払者にて、特別徴収を開始する月分を記入してください。

(記入例)

12月に支払う給与分から徴収開始する場合、「12月分、1月10日納期限」

※納期限は原則として翌月10日ですが、土日祝日に重なる場合はその翌開庁日となります。

◆退職等に係る異動届出書記入上の留意点◆

共通事項

記入例の(共)の枠内は、退職や転勤等の異動事由にかかわらず、すべての異動届出書に必ず記入してください。

(共)枠内の記入要領】

- (1) 法人番号
(個人番号)
給与支払者が法人の場合は法人番号を、個人の場合は個人番号を記入してください。個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記入してください。
- (2) 特別徴収義務者指定番号
税額通知書(特別徴収義務者用)に記載してある指定番号を記入してください。
※特別徴収義務者指定番号は10桁のうち6桁又は7桁(右詰め)の記入でも構いません(例:0000100001⇒100001)。
- (3) 宛名番号
税額通知書(特別徴収義務者用)に記載してある納税義務者の宛名番号を記入してください。
- (4) 氏名・個人番号
婚姻等により姓が変わった方は旧姓をあわせて記入してください。
- (5) 1月1日現在の住所
税額通知書(特別徴収義務者用)に記載してある納税義務者の1月1日現在の住所を記入してください。
- (6) 異動後の住所
退職等の後の住所を記入してください。
- (7) 特別徴収税額
税額通知書(特別徴収義務者用)に記載してある納税義務者の特別徴収税額(年税額)を記入してください。
- (8) 徴収済月・徴収済額
特別徴収を行った月と徴収済税額(合計額)を記入してください。
- (9) 未徴収税額
特別徴収できなかった税額(合計額)を記入してください。
- (10) 異動の事由
特別徴収できなくなった理由の該当番号を記入してください。「7その他」については、特別徴収できない理由を記入してください。
- (11) 異動後の未徴収税額の徴収方法

特別徴収継続	転勤先又は退職後の新勤務先において、引き続き特別徴収の継続ができる場合。	1
一括徴収	退職等で特別徴収ができなくなった時、残税額を一括して徴収する場合。	2
普通徴収	退職等で特別徴収できなくなった時、納税義務者が残税額を個人で納める場合。	3

<1. 特別徴収継続>

転勤・再就職等で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書		年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
<small>◎異動があった場合は、かかわる支給事業者の印を捺す。請求書に記入して下さい。</small>			特別徴収義務者登録番号	0000100001	
<small>(実況)</small> 川崎市長 <small>給与支払義務者登録番号</small> 令和7年10月4日提出 <small>氏名又は名称</small> 個人番号 <small>又は法人番号</small> ヤマダ タロウ <small>氏名</small> <small>午年月日</small> 981654321098 <small>個人番号</small> <small>川崎市立高津区溝口1-2-3</small> <small>1月1日現在の住所</small> <small>多摩区立戸1234</small>			被徴収義務者登録番号	3	
<small>特別徴収義務者登録番号</small> 川崎市川崎区宮本町1 <small>所在地</small> フリガナ <small>カワサキシコウヨウカワシキガイシャ</small> 川崎工業株式会社 <small>氏名又は名称</small> <small>個人番号</small> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 <small>個人番号の記入欄に当たっては、左端を空けて記入して下さい。</small>			所 属	経営者	
			登録番号	ススキ リョウコ	
			氏 名	野木 良子	
			電 話	044-200-XXXX	
			異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
			(ア) 徴収税額	<small>1. 特別徴収継続</small> <small>2. 一括徴収</small> <small>3. 普通徴収(本人納付)</small>	
			(イ) 未徴収税額(年税額)		
			(ウ) 異動年月日		
			(エ) 未徴収税額(ア)～(イ)		
			6月から	10月から	7年
			9月まで	5月まで	9月
			189,200円	63,600円	125,600円
			10月	30日	
			1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	
<small>① 特別徴収継続の場合</small>			10月	10月	10月
<small>特別徴収義務者登録番号</small> 0000200003 <small>所在地</small> 川崎市高津区溝口1-2-3 <small>担当者登録番号</small> フリガナ <small>タカラショウジカフシキガイシャ</small> <small>氏名又は名称</small> 佐藤 キヨシ <small>高津商事 株式会社</small>			人事課	詳しい納期未定へは、月割額 15,700円を	
			電話	10月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
			受取者番号	受取者番号	
			納入書の要否	1. 在宅 2. 不在	
			納入書の要否	在宅 1. 必要 2. 不要	
<small>② 一括徴収の場合</small>			徴収予定期(月割額)	左記の一括徴収した税額は、	
<small>1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため</small> <small>2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため</small>			月 日	10月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
<small>③ 普通徴収の場合</small>			徴収予定期(月割額)	左記の一括徴収した税額は、	
<small>1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため</small> <small>2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため</small> <small>3. 死亡による退職であるため</small>			月 日	10月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	

共通事項(④の枠内)は旧特別徴収義務者が記入し、①の事項は新特別徴収義務者が記入してください。ただし、共通事項のうち、「給与所得者」欄の個人番号は、新特別徴収義務者が本人から番号の提供を受けて記入してください。

【①枠内の記入要領】

- (1) 新しい勤務先
新特別徴収義務者(転勤先・再就職先等)の所在地・名称等を記入してください。
- (2) 特別徴収義務者指定番号
新特別徴収義務者に対してすでに本市の指定番号をお知らせしてある場合には、その番号を記入してください。
- (3) 徴収開始月
転勤先等での未徴収税額(ウ)の徴収開始月及び月割額を記入してください。
- (4) 納入書の要否
新特別徴収義務者が本市で初めて特別徴収を実施する場合に記入してください。本市から送付する税額通知書に納入書の同封が必要な場合は「1」を、納入書の同封が不要な場合(※)は「2」を記入してください。
※電子納税、銀行委託、本市指定以外の納入書で納入する場合

〈2. 一括徵收〉

退職等で残税額を勤務先で一括して徴収する場合の記入例

※共通事項（②の枠内）と②のすべての事項を記入してください。

【②枠内の記入要領】

- (1) 一括徴収の理由 一括徴収する理由の該当番号を記入してください。

(2) 徴収予定月日 徴収予定の月日を記入してください。

(3) 徴収予定額 徴収予定月日に徴収する予定額を記入してください。

(4) 納入月 一括徴収した税額の納入月を記入してください。

*納期限は翌月の10日です（10日が土、日、祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。）

*既に提出出した異動届出書の内容に誤りがあった場合は、正しい内容の異動届出書を作成し、左上欄外に「訂正分」と朱書きしたうえで、至急、1部提出してください。

併せて、表紙の担当課へ連絡してください。

<3. 普通徵收>

退職・休職・死亡等で未徴収税額を個人で納付（普通徴収）する場合の記入例

※共通事項（囲の枠内）と③のすべての事項を記入してください。

【③枠内の記入要領】

普通徴収する理由の該当番号を記入してください。

普通徴収を選択した場合は、後日納税義務者宛に納税通知書をお送りします。

令和8年度用給与支払報告書（電算機処理用連続用紙） の申込書の提出について

年末調整に使用する給与支払報告書は、例年関東甲信越の1都9県内の市
区町村が共同印刷を行って、所轄する事業所に交付しているところです。

つきましては、川崎市の令和8年度用の電算機処理用連続用紙の作成部数
の算定のため、交付を希望される事業所は、次の事項を御参照のうえ表紙の
担当課あて申込書を提出してくださるようお願ひいたします。

1 対象事業所 川崎市内に所在する事業所

2 申込期限 令和7年6月30日（月）

3 申込書 右の申込書を使用してください。

4 従業員数 令和7年4月末日現在の従業者数を記入してください。

5 事業所に本店、支店の区別がある場合には、重複して申込みをしないよ
うお願ひいたします。

6 申込みをされない事業所には交付できない場合があります。

7 給与支払報告書の単票（手書きにより作成するもの）を使用される事業
所は、申込みの必要がありません。

8 川崎市外に所在する事業所につきましては、事業所所在地の市区町村に
請求してください。

令和8年度用給与支払報告書（電算機処理用連続用紙）の申込書

（宛先）川崎市長

年 月 日申込

給 与 支 払 者	所 在 地 (住所)				
	名 称				
連 絡 先	指定番号				
	部 署				
従業者数	担当者名 及び電話 番号		() - 内		
名		必 要 数	名		
必要数に「印字位置合わせ等のテスト用」以外のものを含めた場合には、 その使用目的を記入してください。					

B

控 指定通知書

ゆうちょ銀行 店
郵便局

上記のゆうちょ銀行・郵便局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店（局）に指定しましたので、同封の納入書により納入してください。

年 月 日

川崎市長

※ お願い

ゆうちょ銀行・郵便局各欄に貴事業所の納入に便利な店名（局名）を記入（A・Bとも）の上、指定通知書（A）をそのゆうちょ銀行・郵便局での最初の納入の際に必ず提出してください。

なお、指定通知書（B）は貴事業所で保存してください。

A

指定通知書

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店（局）に指定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 口座番号 00200-0-960014
- 2 加入者の名称 川崎市会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター
(郵便番号 224-8794)